

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県営土地改良事業計画を定めた件
- 建設業者の営業所の所在地を確知できないので建設業法の規定により告示する件
- 道路の区域を変更する件五件
- 道路の供用を開始する件三件
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件
- 公 告
- 落札者を決定した件
- 福島県教育委員会教育長
- 落札者を決定した件

告 示

福島県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、井田川地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

令和三年二月三日から

二月二十二日まで（二十日間）

同 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百三十七号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の第二項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和三年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 1 商号又は名称 浅倉建設株式会社
- 2 代表者の氏名 小倉 義美
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市安積町日出山四丁目百二十三番地
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一・二八）第三二一八三号
- 二 1 商号又は名称 株式会社真
- 2 代表者の氏名 大櫛 哲夫
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市神明町十三番十八号
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一・二八）第三三二一四号
- 三 1 商号又は名称 株式会社遠藤建築
- 2 代表者の氏名 遠藤 準宜
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市富久山町久保田字久保田百三番地の一
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一・二九・三〇）第三三二七四号
- 四 1 商号又は名称 T S日興株式会社
- 2 代表者の氏名 倉重 敦
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市台新二丁目二十六番八号 セイコービル一〇一号
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一・三〇・一）第三三三七〇号

（技術管理課建設産業室）

福島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
		変更前	
		変更後	

一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真 船字折口原一一九番一 地先から	変更前	一四・〇 一七・五	四一六・八
	同 郡同 村大字真 船字折口原四番五四地 先まで	変更後	一四・〇 一五・二	四一六・八

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字只 見字田中一二九七番一 地先から	変更前	七・四 一一・三	一六六・一
	同 郡同 町大字只 見字田中一一九八番二 地先まで	変更後	一〇・三 三二・一	一六六・一

(道路計画課)

福島県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県相双建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後		

県道小高 上郡山線	双葉郡楢葉町大字井出 字向ノ内七八番二地先 から	変更前	七・四 二〇・六	八四二・六
	同 郡同 町大字上繁 岡字小六郎六番二九地 先まで	変更後	九・五 四八・一	八四二・六

(道路計画課)

福島県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県中建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
県道田村 安積線	郡山市田村町守山字小 性町一六五番一地先か ら	変更前	五・一 九・二	四〇五・〇
	同 市田村町山中字団 子田一七一番一地先ま で	変更後	一一・四 一一・三	四〇五・〇
	郡山市田村町守山字小 性町一六五番一地先か ら	変更後	一〇・〇 二九・五	二五七・五
	同 市田村町山中字江			

下三八番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新郷 荻野停車場線	喜多方市高郷町揚津字 赤岩丙三九八番地先か ら 同 市高郷町揚津字 赤畑丙五二八番二地先 まで	変更前 A 一〇八・五	敷地の幅員 (メートル)	五七九・五
		変更後 A 四・〇〇 B 一〇八・五 四・〇〇 一〇八・五		五七九・五 四四四・三

(道路計画課)

福島県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	西白河郡西郷村大字真船字折口原 一一九番一地先から 同 郡同 村大字真船字折口原 四番五四地先まで	令和三年二月二日

福島県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野 国有林一三二林班か小生地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野 国有林一三二林班た小生地先まで	令和三年二月二日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	石川郡古殿町大字鎌田字下房二六 三番地先から 同 郡同 町大字鎌田字鍋作一六 六番二地先まで	令和三年二月二日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和三年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

公告

- 一 施行者の名称 福家産業・一条工務店平暮ノ内宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平暮ノ内一団地の住宅施設事業認可の年月日 平成二十九年七月十四日
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 変更なし
- 五

(まちづくり推進課)

公告第20号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月2日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 2 59台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システムワールド 福島県福島市南町199番地
- 5 落札金額
6,045,435円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年12月11日

(入札用度課)

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県財務規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月2日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る端末等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
277,098,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年11月13日

（高校教育課）